

出席停止のお知らせ

年 組

目黒区立 学校長

保護者様

お子様は、この度、学校において予防すべき感染症に罹りましたので、学校保健安全法 第 19 条（下記※参照）に則り、出席停止の措置をとります。下記の出席停止期間を参考にして、主治医から登校許可が出るまで、療養されますようお願いいたします。この措置はお子様に十分休養を与え早く病気を治すことと、他の児童・生徒への感染を防ぐことを目的としています。この期間は欠席扱いになりません。

なお、登校の際には下記の「出席停止解除願」を保護者の方が記入し、担任まで提出してください。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ラッサ熱 ペスト クリミア・コンゴ出血熱 シフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) マールブルグ病 急性灰白髄炎(ポリオ) 鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	第一種の感染症に罹った者については治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び 新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、か皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など その他の感染症	医師において感染の恐れがないと認めるまで ※学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医に意見を聞き、第三種の感染症として、緊急的に措置をとることができるものとして定められています。

き り と り せ ん

出席停止解除願

目黒区立

学校長様

年 組 氏名

病 名	※インフルエンザの場合、型もご記入ください。
療 養 期 間	令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）
受診医療機関	

主治医より登校許可が出ましたので出席停止の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者名

○ インフルエンザ

[illegible]

○ 新型コロナウイルス感染症

[illegible]